

議第168号

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例
京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第3京都市出町駐車場の項中「午前6時30分から午後10時30分まで」
を「午前4時30分から翌日の午前1時まで」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

自動二輪車以外の自動車に係る昼間定期駐車券により自動車を駐車させる
ことができる時間を延長する必要があるので提案する。